

市民生活部

1. 戸籍・住民基本台帳事務 5-3

(1) 人口・世帯数

(平成19年3月31日現在)

登録人口	住民基本台帳	男	95,991人	202,983人	世帯数	79,053世帯
		女	106,992人			
	本籍	231,547人			本籍数	90,479戸籍
	外国人	1,395人				
	印鑑	126,902人				

(2) 届出事件数 (平成18年度)

(住民票)

種別	移動事由	処理件数	種別	移動事由	処理件数
転入届	転入	6,322	職権記載等	職権記載	1
	未届転入	26		職権回復	33
転居届	転居	4,774		帰化	8
転出届	転出	6,653		職権消除	85
	国外移住	112		国籍喪失	0
世帯変更届	世主変更	141		戸籍届出	2,463
	世帯変更	29		戸籍通知	639
	世帯合併	133		転出取消	86
	世帯分離	288		職権修正	11,313
職権記載等	出生	1,792		修正	1,916
	死亡	1,800	合計	38,614	

(戸籍の附票)

種別	件数
記載	28,822
消除	1,559
計	30,381

(印鑑)

種別	件数
登録	9,829
修正	5,270
除票	9,663
計	24,762

※住民票事務処理件数のその他・職権修正には、転入通知を含む。

(戸籍事務)

区 分			件 数	区 分			件 数
1	出	生	2,748	19	帰	化	10
2	国	籍 留 保	18	20	国	籍 喪 失	2
3	認	知	44	21	国	籍 選 択	3
4	養	子 縁 組	225	22	外 国	国 籍 喪 失	0
5	養	子 離 縁	84	23	氏	の 変 更	36
6	法73条の2・法69条の2		4	24	名	の 変 更	13
7	婚	姻	2,583	25	転	籍	1,040
8	離	婚	686	26	就	籍	0
9	法77条の2・法75条の2		276	27	訂 正 ・ 更 正	① 市町村長職権	231
10	親権・未成年者の後見・後見監督	24	② 法24条2項			14	
11	死	亡	2,485			③ 法113条114条	4
12	失	踪	1			④ 法116条	6
13	復	氏	6			⑤ 続柄の記載更正(囑託)	0
14	姻 族 関 係 終 了	2	⑥ 続柄の記載更正(申出)			9	
15	相 続 人 廃 除	0	計			264	
16	入	籍	604	28	追	完	2
17	分	籍	45	29	そ	の 他	6
18	国	籍 取 得	3	30	不 受 理 申 出		92
				計			11,306

(3) 自動交付機

① 設置年月日 平成10年8月1日

平成17年3月22日より庁舎1階フロアに2台増設し、計4台稼動。

② 設置場所・利用時間等

●佐賀市役所本庁1階西玄関(1台)

月～金 午前8時30分～午後9時
土・日・祝・12/29・12/30

午前8時30分～午後5時

休止日 年未年始

(12月31日～1月3日)

●佐賀市役所本庁1階フロア(2台)

月・水・木・金 午前8時30分～午後5時

火 曜 午前8時30分～午後7時

日 曜 午前9時～午後4時

休止日 土曜・祝日

年未年始

(12月29日～1月3日)

●エスプラッツ2階市民サービスセンター前(1台)

月～金 午前10時～午後7時

平成18年度 月別自動交付機集計表

月	発行数	各証明毎の全発行数に占める交付率(%)				全 体
		印鑑証明	住民票	所得証明	納税証明	
4	3,572	38.78	15.40	0.82	0.34	22.17
5	2,982	38.17	15.87	1.07	0.00	23.53
6	3,136	34.05	15.76	0.70	0.53	16.61
7	3,064	35.82	16.75	0.47	0.27	19.67
8	2,801	36.09	14.67	0.60	0.76	19.58
9	2,974	36.28	16.41	0.51	0.56	21.30
10	3,018	36.26	16.03	0.29	1.18	21.56
11	2,932	37.87	16.25	1.08	0.00	23.06
12	3,031	37.73	17.21	0.73	0.68	23.35
1	3,252	38.13	17.44	0.84	0.00	22.77
2	3,453	39.02	17.32	0.76	0.79	23.77
3	5,050	39.40	16.49	0.54	0.00	23.96
合計	39,265	37.37	16.29	0.66	0.37	21.68

土・日・祝 午前10時～午後5時
 休止日 年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 住民基本台帳ネットワークシステム

●住基カード多目的サービス開始

（平成16年6月1日）

住基カードの普及と、お客様の利便性向上のため、次の3つのサービスを開始した。

- ・申請書を自動で作成するサービス
- ・窓口で印鑑登録証明書の交付を受けることができるサービス
- ・自動交付機を利用できるサービス

住民基本台帳ネットワークシステム関係統計表（平成18年度）

月	住基カード 交付件数	広域交付 住 民 票	付 記 転 入 出	電子証明書 交付件数
4	133	11	2	5
5	110	7	0	10
6	152	16	0	13
7	112	11	0	8
8	102	17	0	8
9	100	18	0	10
10	117	11	0	14
11	128	6	0	22
12	109	11	1	20
1	120	7	0	7
2	135	14	0	22
3	147	12	0	27
合計	1,465	141	3	166

(5) 郵便局証明書発行サービス

市役所から遠隔地にお住まいのお客様の時間的・経済的負担の軽減を目的として開始した。

① 開始：平成16年6月1日

佐賀嘉瀬郵便局、蓮池郵便局、川久保郵便局で業務開始

② 拡大：平成18年6月1日

北山郵便局、三反田郵便局でも業務開始

③ 取り扱う証明書の種類

住民票、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票の写し、税証明、外国人登録記載事項証明書

郵便局証明書発行サービスでの交付件数（平成18年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
嘉 瀬	92	85	83	81	67	58	85	71	79	94	70	113	978
蓮 池	38	18	29	59	42	39	35	57	40	51	41	56	505
川 久 保	145	79	111	113	106	87	93	74	84	106	96	140	1,234
北 山	-	-	40	44	27	23	20	14	24	18	23	24	257
三 反 田	-	-	26	18	22	8	22	16	14	12	11	24	173
合 計	275	182	289	315	264	215	255	232	241	281	241	357	3,147

2. 総合窓口 5-3

(1) 概要

平成13年10月29日開設

- ・「届出コーナー」…戸籍の届出、住所の変更、印鑑の登録、住民基本台帳カードの発行、住所の変更に伴う国民健康保険、国民年金、老人医療、小中学校の指定等の手続きを一括して取り扱う。
- ・「証明コーナー」…住民票の写し、戸籍の証明、印鑑証明、税証明を一括して取り扱う。
- ・「外国人登録コーナー」…外国人登録に関する事務を取り扱う。

(2) 平日窓口延長サービス

開始：平成12年10月3日

取扱時間：毎週火曜日は窓口の取扱時間を2時間延長し、午前8時30分から午後7時までとする。

(3) 繁忙期窓口開設サービス

開始：平成14年3月

年度末と年度初めの繁忙期に、窓口の取り扱い時間を延長している。

平成18年度の取り組み

- ・土日サービス

平成19年3月24日(土)・25日(日)、3月31日(土)・4月1日(日)の4日間に、午前9時から12時まで及び午後1時から4時までの6時間窓口を開設した。

- ・平日窓口延長サービス

平成18年3月22日(木)から4月4日(水)までの平日の10日間は、窓口の取り扱い時間を1時間延長し、午前8時30分から午後6時までとした。

(4) 日曜窓口サービス

開始：平成16年2月15日（同年6月27日まで試行。その後継続実施）

取り扱い時間：毎週日曜日 午前9時から12時、午後1時から4時

取り扱い業務：住所変更とそれに伴う国民健康保険、国民年金の手続き、印鑑登録、各種証明書の発行

(5) 各種手数料及び取扱件数一覧（平成18年度）

種 別	手 数 料 (円)	件 数
住 民 票 の 写 し	1 通 300	111,430
住 民 票 記 載 事 項 証 明	1 通 300	1,981
印 鑑 証 明	1 通 300	88,809
戸 籍 謄 本	1 通 450	30,362
戸 籍 抄 本	1 通 450	11,295
戸 籍 記 載 事 項 証 明	1 通 350	0
除 籍 謄 本	1 通 750	23,267
除 籍 抄 本	1 通 750	302
除 籍 記 載 事 項 証 明	1 通 450	0
受 理 等 の 証 明	1 通 350	213
戸 籍 の 附 票	1 通 300	6,050
住 民 票 閲 覧	1 通 300	696
広 域 交 付 住 民 票	1 通 300	151
住 民 基 本 台 帳 カ ー ド	1 通 500	1,457
印 鑑 登 録 証 再 登 録	1 通 500	3,687
転 出 証 明	無 料	6,310
身 分 証 明	1 通 300	2,442
そ の 他 の 諸 証 明	1 通 300	716
自 動 車 臨 時 運 行 許 可	1 通 750	1,782
所 得 証 明	1 通 300	24,739
課 税 証 明	1 通 300	1,464
所 得 ・ 課 税 証 明	1 通 300	8,226
納 税 証 明	1 通 300	6,178
事 業 所 証 明	1 通 300	274
固 定 資 産 証 明	1 通 300	10,322
合 計		342,153

※税証明については総合窓口取り扱い分のみ。

3. 市民相談 5-2

市民相談コーナーで、市民からの行政一般に関するお尋ねへの対応と、目的に沿った相談事業を実施している。

◎本庁1階市民相談コーナーでの相談

(平成18年度)

種 別	開 催 日 時	担 当	相 談 内 容	
一 般 相 談	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	市の業務についての意見、日常生活上の 悩みごと、心配ごとなど	
法 律 相 談	毎週木曜日 13:30～16:30	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、消 費者金融等の金銭貸借など	
人権・心配ごと相 談	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護委 員 連 合 会	人権を侵害されたと思われる相談、日常 生活上の悩みごと、心配ごとなど	
税 務 相 談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会 佐 賀 支 部	所得税、法人税、贈与税などの手続全般	
土地・建物相談	第2・4月曜日	佐賀県宅地建物取 引 業 協 会	借地、借家などの契約及び苦情全般	
行 政 相 談	第1～4金曜日 13:30～16:30	行 政 相 談 員	役所や特殊法人などの関する相談	
行 政 手 続 相 談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会	官公庁への許認可申請書など行政手続に かかる全般的な内容	
暴力に関する相談	月～金曜日 9:00～16:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	日常生活での暴力に関する悩み、心配ご と	
企業局に ついての 相 談	上水道	月～金曜日 8:30～17:00	企業局派遣担当 相 談 員	使用料の納付や転入・転出等に伴う開始・ 廃止の届出
	交 通	月～金曜日 8:30～17:00	市民相談コーナー 担 当 相 談 員	75歳以上の方へのワンコイン・シルバー パス券の発行及び回数券の販売

◎支所での相談

支所名	相 談 名	開 催 日 時	場 所
諸 富	人権・行政相談	毎月第4金曜日 13時～16時	諸富支所
大 和	人権・行政相談	毎月第3木曜日 10時～12時	大和老人福祉センター
	心配ごと相談	毎月第4木曜日 10時～12時	
富 士	人 権 相 談	開催日時は市報をご覧ください。	富士支所
	行 政 相 談	毎月第4水曜日 10時～15時	
三 瀬	人権・行政相談	毎月第2水曜日 9時30分～12時	三瀬公民館

◎本庁での相談・案内等状況

相 談 の 種 類	一 般 相 談	特 別 相 談						企 業 業 務		総 合 案 内	暴 力 に 関 す る	合 計
		法 律	心 配 ご と ・ 人 権	税 務	土 地 ・ 建 物	行 政	行 政 手 続	水 道	交 通 （ シ ル バ ー パ ス 券）			
H17	683	430	119	47	64	8	6	14,184	—	58,432	5	73,978
H18	2,446	433	189	43	64	10	6	15,043	2,014	62,264	24	82,536

4. つくし斎場 5-2

(1) 施設の概要

- ① 位 置 佐賀市金立町大字金立1197番地465
- ② 敷地面積 5,787㎡
- ③ 建築面積 1,287㎡
- ④ 施設の内容 鉄筋コンクリート2階建
- 待合棟
 - 1階 ホール、待合室（3室）、事務室、応接室、湯沸室、便所、売店、機械室
 - 2階 ホール、待合室（2室）、湯沸室、便所
 - 火葬棟
 - 受付、ホール、炉前室、拾骨室（3室）、遺体安置室、作業室、電気室、火葬炉7基（1炉1再燃焼炉付）、作業員控室
 - 駐車場
 - 45台収容
- ⑤ 着工及び竣工 昭和54年2月24日着工 昭和55年3月15日竣工
- ⑥ 業務開始 昭和55年4月1日
- ⑦ 総工費 3億8,300万円

(2) 使用料

①遺がいの火葬（1体につき）	市内居住者	市外居住者
大人	6,500円	26,000円
子ども（10才以下）	4,600円	20,000円
死産児	3,300円	13,000円
②改葬遺がいの火葬（1体につき）	死亡後3年未満	死亡後3年以上
大人	6,500円	4,600円
子ども（10才以下）	4,600円	2,600円
③胞衣その他の汚物の焼却	10kgまで	10kgを超え1kg増すごと
	1,300円	130円
④遺体安置室（24時間以内）の使用	市内居住者 1,300円	市外居住者 5,200円

(3) 利用状況（平成18年度）

区 分		件 数	区 分		件 数
大人	市 内	1,698件	死産児	市 内	40件
	市 外	430件		市 外	14件
子ども	市 内	3件	汚 物		1,857kg
	市 外	1件	遺体安置室・告別室		0件

5. 市 税 5-4

(1) 市税の一覧

税目	区分	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	申 告 書 提 出 期 限	納 期 等
市 民 税		(個人) ・市内に住所を有する個人(均等割、所得割) ・市内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割) (法人) ・市内に事務所または事業所を有する法人(均等割、法人税割) ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所または事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または財団(収益事業を行うものを除く)で代表者または管理人の定めのあるもの(均等割)	(個人) ・個人申告書 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 ・異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 (法人) ・中間申告 事業年度開始日から6カ月を経過した日から2カ月以内 ・確定申告 事業年度終了日の翌日から2カ月以内 (ただし、提出期限の特例あり)	(個人) ・普通徴収 第1期6月1日～6月末日 第2期8月1日～8月末日 第3期10月1日～10月末日 第4期12月1日～12月28日 ・特別徴収 6月から翌年5月まで徴収した月の翌月10日 (法人) 申告書の提出期限
固定資産税		固定資産 土地 } 家屋 } 当該固定資産の所有者 償却資産 }	償却資産 1月31日	第1期5月1日～5月末日 第2期7月1日～7月末日 第3期9月1日～9月末日 第4期11月1日～11月末日
軽自動車税		原動機付自転車 } 軽自動車 } 所有者または使用者 小型特殊自動車 } 2輪の小型自動車 }	・取得申告 軽自動車等の所有者等となった日から15日以内 ・廃車申告 軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内	5月11日～5月末日
市たばこ税		市内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した「製造たばこの製造者」、「特定販売業者」または「卸売業者」	毎月の販売につき翌月末日まで申告・納付	
特別土地保有税			平成15年度以降、当分の間、新たな課税の停止	
都市計画税		市街化区域内に所在する土地家屋の所有者		固定資産税と同じ
国有資産等所在市交付金及び納付金		(交付金) 国・地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等 } 国 } 地方公共団体 (納付金) 日本郵政公社が所有する固定資産 日本郵政公社		(交付金) 6月30日 (納付金) 7月31日 12月31日 ※各1/2相当額

賦課期日	課税標準及び税率																																									
<p>1月1日 (個人市民税のみ)</p>	<p>○個人所得割 税率=6/100</p> <p>○個人均等割 3,000円</p>	<p>○法人均等割 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="667 450 1254 837"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>2,100,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>480,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td>60,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○法人税割 法人税額の14.7/100</p>	法人等の区分	税額	資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000	資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000	資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000	資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000	資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000	上記以外の法人等	60,000																				
法人等の区分	税額																																									
資本金等の額が50億円を超え 従業員数の合計数が50人を超えるもの	3,600,000																																									
資本金等の額が10億円を超え50億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	2,100,000																																									
資本金等の額が10億円を超え 従業員数の合計数が50人以下のもの	492,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	480,000																																									
資本金等の額が1億円を超え10億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	192,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	180,000																																									
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下 従業員数の合計数が50人以下のもの	156,000																																									
資本金等の額が1千万円以下 従業員数の合計数が50人を超えるもの	144,000																																									
上記以外の法人等	60,000																																									
<p>1月1日</p>	<p>・税率=1.4/100</p> <p>・免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満</p>																																									
<p>4月1日</p>	<table border="1" data-bbox="421 1086 1383 1505"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90ccを超えるもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td colspan="2">2輪のもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3輪のもの</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上のもの</td> <td>乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物 自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2輪の小型自動車</td> <td colspan="2">4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		原動機付自転車	50cc以下		1,000円	50ccを超え90cc以下		1,200円	90ccを超えるもの		1,600円	ミニカー		2,500円	軽自動車	2輪のもの		2,400円	3輪のもの		3,100円	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円	乗用 自家用	7,200円	貨物 営業用	3,000円	貨物 自家用	4,000円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円	その他のもの		4,700円	2輪の小型自動車		4,000円	
原動機付自転車	50cc以下			1,000円																																						
	50ccを超え90cc以下			1,200円																																						
	90ccを超えるもの			1,600円																																						
	ミニカー		2,500円																																							
軽自動車	2輪のもの		2,400円																																							
	3輪のもの		3,100円																																							
	4輪以上のもの	乗用 営業用	5,500円																																							
		乗用 自家用	7,200円																																							
		貨物 営業用	3,000円																																							
		貨物 自家用	4,000円																																							
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円																																							
	その他のもの		4,700円																																							
2輪の小型自動車		4,000円																																								
	<p>売り渡し本数1,000本につき3,298円 (ただし、旧3級品は1,564円)</p>																																									
<p>1月1日</p>	<p>・税率=0.25/100</p>																																									
	<p>算定標準額の1.4/100 ※法で特別定めのあるものを除き、算定標準額は次のとおりである。 (交付金) 前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。 (納付金) 総務大臣が配分し通知した価格による。</p>																																									

(2) 市税の調定状況

(単位：円、%)

科 目		年 度 区 分	17 年 度		18 年 度	
			調 定 額	前年度比	調 定 額	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	7,354,263,578	102.1	7,993,551,790	108.7
		繰 越 分	496,268,429	87.5	419,777,474	84.6
		小 計	7,850,532,007	101.1	8,413,329,264	107.2
	法 人	現 年 分	2,894,726,600	101.1	3,166,490,900	109.4
		繰 越 分	40,134,865	86.1	43,095,271	107.4
		小 計	2,934,861,465	100.8	3,209,586,171	109.4
	合 計		10,785,393,472	101.0	11,622,915,435	107.8
	固 定 資 産 税	現 年 分	11,052,453,200	100.9	10,744,452,600	97.2
		繰 越 分	1,257,119,883	89.2	1,136,352,353	90.4
小 計		12,309,573,083	99.6	11,880,804,953	96.5	
交 付 金 ・ 納 付 金		103,495,000	88.6	103,016,600	99.5	
合 計		12,413,068,083	99.5	11,983,821,553	96.5	
軽 自 動 車 税	現 年 分	325,947,600	103.3	335,650,300	103.0	
	繰 越 分	36,408,852	101.1	34,627,655	95.1	
	合 計	362,356,452	103.1	370,277,955	102.2	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,264,483,605	94.5	1,319,901,556	104.4	
	繰 越 分	—	—	—	—	
	合 計	1,264,483,605	94.5	1,319,901,556	104.4	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	—	—	—	—	
	繰 越 分	18,078,823	57.5	—	—	
	合 計	18,078,823	57.5	—	—	
入 湯 税	現 年 分	26,360,040	105.0	26,678,340	101.2	
	繰 越 分	1,204,300	98.5	1,322,140	109.8	
	合 計	27,564,340	104.7	28,000,480	101.6	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,310,365,300	99.7	1,416,076,700	108.1	
	繰 越 分	178,465,966	85.9	156,528,615	87.7	
	合 計	1,488,831,266	97.8	1,572,605,315	105.6	
総 計	現 年 分	24,332,094,923	100.8	25,105,818,786	103.2	
	繰 越 分	2,027,681,118	88.2	1,791,703,508	88.4	
	合 計	26,359,776,041	99.7	26,897,522,294	102.0	

(3) 市税の決算状況

(単位：円、%)

科 目			17 年 度			18 年 度		
			収 入 額	収入率	前年度比	収 入 額	収入率	前年度比
市 民 税	個 人	現 年 分	7,244,485,953	98.5	102.4	7,869,242,243	98.4	108.6
		繰 越 分	94,935,056	19.1	81.4	106,875,778	25.5	112.6
		小 計	7,339,421,009	93.5	102.1	7,976,118,021	94.8	108.7
	法 人	現 年 分	2,875,499,780	99.3	100.8	3,155,893,510	99.7	109.8
		繰 越 分	9,947,849	24.8	94.6	8,948,872	20.8	90.0
		小 計	2,885,447,629	98.3	100.8	3,164,842,382	98.6	109.7
合 計	10,224,868,638	94.8	101.7	11,140,960,403	95.9	109.0		
固 定 資 産 税	現 年 分	10,737,334,661	97.1	101.1	10,461,741,350	97.4	97.4	
	繰 越 分	271,302,023	21.6	94.2	267,768,072	23.6	98.7	
	小 計	11,008,636,684	89.4	100.9	10,729,509,422	90.3	97.5	
	交 付 金 ・ 納 付 金	103,495,000	100.0	88.6	103,016,600	100.0	99.5	
	合 計	11,112,131,684	89.5	100.8	10,832,526,022	90.4	97.5	
軽 自 動 車 税	現 年 分	314,750,030	96.6	103.6	323,665,107	96.4	102.8	
	繰 越 分	7,632,467	21.0	107.1	7,849,210	22.7	102.8	
	合 計	322,382,497	89.0	103.7	331,514,317	89.5	102.8	
市 た ば こ 税	現 年 分	1,264,483,605	100.0	94.5	1,319,901,556	100.0	104.4	
	繰 越 分	—	—	—	—	—	—	
	合 計	1,264,483,605	100.0	94.5	1,319,901,556	100.0	104.4	
特 保 別 有 土 地 税	現 年 分	—	—	—	—	—	—	
	繰 越 分	0	0.0	0.0	—	—	—	
	合 計	0	0.0	0.0	—	—	—	
入 湯 税	現 年 分	26,273,970	99.7	104.7	26,536,840	99.5	101.0	
	繰 越 分	26,570	2.2	66.4	0	0.0	0.0	
	合 計	26,300,540	95.4	104.7	26,536,840	94.8	100.9	
都 市 計 画 税	現 年 分	1,269,767,354	96.9	100.0	1,378,816,468	97.4	108.6	
	繰 越 分	39,953,573	22.4	92.1	37,956,258	24.2	95.0	
	合 計	1,309,720,927	88.0	99.7	1,416,772,726	90.1	108.2	
総 計	現 年 分	23,836,090,353	98.0	101.0	24,638,813,674	98.1	103.4	
	繰 越 分	423,797,538	20.9	88.5	429,398,190	24.0	101.3	
	合 計	24,259,887,891	92.0	100.7	25,068,211,864	93.2	103.3	

市民生活

(4) 歳入に占める市税割合 (平成16年度は旧5町村合計)

(単位：千円)

年度 区分	16年度	17年度	18年度
一般会計	74,964,973	72,364,887	70,796,582
市税	24,082,300	24,259,888	25,068,212
割合(%)	32.1	33.5	35.4

(5) 原動機付自転車・軽自動車保有台数 (平成16・17年度は旧5市町村合計)

(単位：台)

(各年4月1日現在)

種別	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
総数	69,187	70,259	71,230	72,179	
原動機付自転車	50cc以下	11,714	11,213	10,841	10,472
	50ccを超え90cc以下	1,373	1,281	1,239	1,155
	90ccを超えるもの	619	638	628	640
小計	13,706	13,132	12,708	12,267	
軽自動車	2輪のもの	1,594	1,614	1,689	1,698
	3輪のもの	1	1	2	2
	4輪乗用	29,378	31,321	32,929	34,900
	4輪貨物	18,379	17,991	17,750	17,280
	小計	49,352	50,927	52,370	53,880
小型特殊車	農耕作業用	3,801	3,856	3,813	3,724
	その他	188	222	258	272
	小計	3,989	4,078	4,071	3,996
2輪の小型自動車	2,140	2,122	2,081	2,036	

6. 市民活動センター 5-1

建物概要

名 称 i スクエアビル (アイ・スクエアビル)

所 在 地 佐賀市駅前中央1丁目8番32号

敷地面積 3,464.88㎡

建築面積 1,040.82㎡ (延床面積 8,068.43㎡)

構 造 鉄骨造 9階建

総事業費 19億8千万円 (佐賀市分)

開 館 平成14年4月1日

内 容 ◎情報プラザ (1F) ……見て、知って、創ってをコンセプトに最新のIT機器を駆使し、デジタルワールドを楽しく体感することができます。子どもから大人までみんなが楽しめるふれあいスペースです。

イベントゾーン デジタルライブラリー バーチャル水族館
 インターネットサロン ITファクトリー きゃらフェース

◎市民活動プラザ (3・4F) ……市民活動を知りたい、参加したい、いろいろな人と交流したい、活動を広げたい、そんなあなたの市民活動を応援します。

ミーティングフロア 情報コーナー 活動スペース ワーキングコーナー
 親子交流サロン リフレッシュコーナー プラザ事務所
 行政コーナー (市民活動推進課・市民スポーツ課) 消費生活相談室
 小会議室 (4室)

◎新産業支援プラザ (5F) ……新しく事業を起こそうとお考えの方、新しい製品を開発しようとする企業や個人、事業を拡大しようとする地元企業等に対してさまざまな支援を行います。

インキュベートルーム 産業支援相談室 商談室
 大・中・小会議室 (各1室) 交流サロン リフレッシュコーナー

7. 市民活動推進 5-1

『市民活動と共に歩む佐賀市の基本方針』の実現

“好いっけん すっよ 私から”

- 基本理念
- ◎市民活動の多様性を理解し共感する広い心を持って欲しい。
 - ◎一人一人がやって良かったと思えるような取り組みを考えます。
 - ◎市民活動の対象や内容に興味と関心を持ってもらいたい。
 - ◎活動を行うためのはじめの一步を自発的に踏み出して欲しい。

- 基本原則
- ①主体性の尊重
 - ②協働・対等の認知
 - ③創造性（先駆性・開拓性）の重視
 - ④継続性と自己責任
 - ⑤活動環境の基盤の確保

- 基本施策
1. 活動環境の整備
 2. 市民意識の醸成
 3. 活動拠点の整備
 4. 人材の育成・活用
 5. 活動促進の制度の整備・充実

(1) 市民活動支援事業

① 啓発事業

市民及び行政内部に対して、市民活動団体やNPO、協働などについての基礎的な理解を深めるような事業を実施する。

市民活動に関する各種啓発事業（18年度実績）

開催日時	講座名	参加者数(人)
10/11・12、10/18	協働に関する職員研修	270
10/19	協働推進窓口担当者向け講座	35
2/17	ボランティアリーダー養成講座	7
3/30	市民活動プラザ運営スタッフ研修	6

② 情報の提供 / 交流事業

市民と行政との協働を推進していくために、市民と情報を共有する。同様に、市民活動団体の情報を把握・整理し発信する。

1. 市報や市ホームページによる広報及び各種の広報媒体による情報提供

2. 市民活動団体ガイドブック2006の更新・配布
3. 市民活動支援事業説明会・意見交換会の開催
4. 助成金情報について、団体に適した情報の提供

③ NPOと行政との協働推進窓口

NPOが行政に活動を周知したり、理解や協力、協働事業の取り組みを働きかけたりしたい時に、いつでも対応できるように特定非営利活動促進法の17分野に対応する佐賀市の部署に担当者を配置している。(平成15年12月より運用開始)

関係者が一堂に会して協働事業の話し合いを行い、双方で顔の見える関係づくりを推進する。

相談件数4件(平成18年度実績)

(2) 市民とのパートナーシップ推進事業

行政が主体となるのではなくテーマのみを示し、市民活動団体が企画・立案し実施する。応募団体について公開コンペ形式で選考を行い、採択団体へ事業委託する。

平成18年度事業

① ボランティア・NPOフォーラム開催事業

「ユニバーサルP o o hデザインバス計画」

団体名：ユニバーサルP o o hデザインバス計画実行委員会

内 容：障がい者とバスを視点にユニバーサルデザインを考える

② ボランティア実践推進事業

1 「枝吉110番安全サポーター会」

団体名：枝吉110番安全サポーター会

内 容：地域の見守り活動や声かけ活動をとおして地域の安全と交流に取り組む

2 「キッズマネーセミナー」

団体名：特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが

内 容：子どもの金銭教育をきっかけとした家庭・学校・地域の連携に取り組む

3 「がばい佐賀青空塾…ボランティア塾」

団体名：elSOUL (エルソウル) 九州支部

内 容：音楽イベントを通じてボランティア活動を体験する取り組み

(3) 市民活動拠点運営事業

- ① 市民活動プラザの指定管理者にNPO法人さが市民活動サポートセンターを指定
- ② ホームページや情報誌による積極的な広報の実施

(4) 市民活動プラザ

① 市民活動プラザ設置の趣旨

佐賀市の市民活動の拠点施設として、多様な市民活動を育成及び支援すること、市民活動に関する情報の収集及び提供に関することを目的として設置した。

② 貸出施設の利用案内

申し込み 使用日の3カ月前から3階のプラザ事務所で受付。

休館日 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

利用時間 午前9時から午後10時まで。

※ ただし、営利・宗教・政治的な用途には、貸し出しはできない。

■会議室等の利用料金について

会議室

種 類	数	単 位	利 用 料 金
大会議室 84㎡（50人程度）	1	1時間	2,500円
中会議室 56㎡（24人程度）	1	1時間	1,500円
小会議室 24㎡（12人程度）	5	1時間	1,000円

※市民活動利用の場合は利用料金の2割の金額

その他の設備

種 類	数		利 用 料 金
活動スペース	6ブース		月5,000円
ロッカー	大	2個	月500円
	中	36個	月300円
	小	48個	月200円
レターケース	240団体分		無 料

コピー機・印刷機

種 類	内 容	利 用 料 金
コピー機	白黒・2色	10円/1枚
	カラー	50円/1枚
印刷機	製版	50円/1枚
	印刷	0.5円/1枚

市民活動プラザの利用状況

項 目	17年度実績	18年度実績
来場者数	61,181人	60,491人
会議室利用率	56.0%	51.5%
利用登録団体数	380団体	392団体
レターケース利用団体	211団体	228団体

8. 交通安全・防犯

(1) 交通安全対策 2-7

交通安全を確保するため、警察などの関係機関と連携し、高齢者や幼児、児童への交通安全教育や、佐賀市交通安全指導員などとの交通安全運動を積極的に啓発する事業。

○交通事故発生状況

平成 16 年			平成 17 年			平成 18 年		
発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者	発 生	死 者	傷 者
3,285	13	4,238	3,069	12	3,975	2,870	15	3,719
(2,806)	(5)	(3,593)	(2,637)	(9)	(3,375)	(2,446)	(11)	(3,135)

※カッコ内は旧佐賀市内の件数

(2) 暴走族等追放対策 2-7

暴走族のいない安全で安心な市民生活の構築は市民全体の願いである。そのため、暴走族への加入防止、暴走族からの離脱促進といった活動に市民自らが携わり、暴走族等を許さない社会環境を実現するための事業。

① 暴走族追放条例の制定、施行

『暴走族等追放条例』を制定し、暴走族等の追放に関して、市はもとより、市民、保護者等の責務を明らかにし、また、暴走行為をあおる行為を規制することで、暴走族等のいないまちづくりを推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保する。

② 佐賀市暴走族追放審議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市暴走族追放審議会（委員18名以内）を設置し、本市の暴走族の実情に合わせた効果的な暴走族等の追放のための施策や重点区域及び重点禁止区域の指定について審議していく。（年間2回開催予定）

(3) 市民交通傷害保険制度 2-7

市民の交通事故による災害の財政的負担を軽減し、生活を安定させ、交通安全と交通事故防止に対する意識の高揚を図るための事業。（昭和43年9月1日開始）

① 制度のあらまし

- 市民であれば、だれでも、いつからでも加入できる。
- 一人で2口まで加入することができる。
- 3月1日から予約受付を開始し、保険期間は4月1日から翌年3月31日まで。
- 保険料は月額制で、年度ごとに変額する。

② 保険金表（1口当たり）

(1) 亡くなられたとき	100万円	実治療期間3ヵ月～4ヵ月未満	5万円
(2) 後遺障害	100万円	" 2ヵ月～3ヵ月未満	3万円
(3) 実治療期間6ヵ月以上	12万円	" 1ヵ月～2ヵ月未満	2万円
" 5ヵ月～6ヵ月未満	9万円	" 1週間～1ヵ月未満	1万円
" 4ヵ月～5ヵ月未満	7万円	" 1週間未満	5千円

（ただし、1ヵ月は30日）

○ 対象となる交通事故

国内の道路上で自動車、バイク、自転車等運転中、または乗車中の人身事故。また、歩行中、これらの自動車等にひかれたり、はねられたりした場合。

○ 対象とならない事故

交通事故の原因が加入者の故意、無免許、自殺、犯罪行為、天災等による場合。

② 加入実績

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
加入者数（人）	18,177	15,055	12,452	9,987	18,590
加入口数（件）	22,067	17,764	14,678	12,052	21,031
年掛け金（円）	600	840	960	720	720
保険料（円）	13,111,500	14,728,630	13,880,000	8,544,960	14,973,960
加入率（％）	11.0	9.1	7.6	6.1	9.1

(4) 生活安全対策 2-7

市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全運動の推進、及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住み良い社会を実現するための事業。

① 生活安全推進条例の制定、施行

市民の生活安全を確保するため、市及び市民等の責務を明らかにし、生活安全のための啓発活動や自主的活動を推進し、市民生活の安全と安心を確保する。

② 佐賀市生活安全推進協議会の設置、運営

条例施行に合わせ、佐賀市生活安全推進協議会（委員20名以内）を設置し、本市の生活者の安全確保を推進するための対策などについて協議、意見する。（年間2回開催予定）

(5) 防犯対策 2-7

青少年の非行や犯罪を抑止又は防止するための啓発活動や自主防犯活動を推進し、犯罪の発生を減少させるための事業。

○犯罪発生状況

（単位：件）

平成16年			平成17年			平成18年		
窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計	窃盗犯	その他刑法犯	計
3,547	997	4,544	3,137	748	3,885	2,902	743	3,645

(6) 防犯灯対策 2-7

市民等の夜間における犯罪及び交通事故を抑止し、生活安全を確保するため、防犯灯の設置を推進する。その防犯灯を維持管理する自治会等を支援する事業。

① 防犯灯設置助成金制度（平成18年度）の内容

	区	分	助 成 額	助成最高限度
設置費	新設	新たに小柱を立てて設置	1基当たりに要した経費の1/2以内	15,000円
		電柱に設置	1灯当たりに要した経費の1/2以内	3,000円
補修費	補修	小柱の補修	1基当たりに要した経費の3/4以内	9,000円
		白熱灯及び蛍光灯の補修	1灯当たりに要した経費の3/4以内	3,900円
切替費	切替	蛍光灯への切り替え	1灯当たりに要した経費の3/4以内	3,000円
		蛍光管の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内	500円
		白熱球の取り替え	1灯当たりに要した工賃の1/2以内	400円
維持費	電気料	電 気 料	1灯当たりの電気料相当215円/灯×3カ月	645円

(佐賀市社会福祉協議会にも同趣旨の制度がある。)

② 防犯灯助成の実績

	区	分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
助成件数		・新設灯数	93灯	124灯	191灯
		・補修灯数	138灯	119灯	287灯
		・切替灯数	41灯	59灯	119灯
		・取替灯数	2,391灯	2,278灯	2,767灯
		・電気料助成灯数	8,936灯	8,460灯	10,904灯
助 成 金 額			10,397,970円	10,496,980円	10,871,902円

9. 消費生活

(1) 消費者啓発 2-7

経済社会環境の変化に即応し、自主的かつ合理的に行動する自立した消費者を育成・支援するための事業。

① 「消費者問題リーダー養成講座」

消費者トラブルの未然防止、被害の早期発見のために、消費者問題に対処する知識を深める講座を専門講師を招いて開催する。(全4回)

② 「おもしろ雑学入門講座」(こども編)

小学生とその保護者を対象に「夏休みなぜなぜ? ナットクゼミナール『あいことばは命!』」を開催し、佐賀の自然環境や食について学ぶことで、こどもの頃から消費者意識を醸成する。(全3回)

③ 消費者フェスタ(消費生活展)の開催

消費生活に関するさまざまな知識や情報を提供し、自主的・主体的に行動する契機とし、消費生活を豊かにするために開催する。

④ 「消費者月間」「消費者の日」記念行事

5月の「消費者月間」、5月30日の「消費者の日」にあわせ、消費者意識の喚起を目的として、パネル展・講演会等の消費者啓発事業を実施する。

⑤ 地域消費者講座開催と啓発ビデオ・啓発用パネルの貸し出し

申請により、地域の各種団体、グループ、各種学校等に出前講座や講師の派遣を行う。(平成18年度 75回 3,845人)

また、啓発用ビデオ・啓発用パネルの貸し出しを行う。

(2) 消費者保護 2-7

① 消費生活相談

消費者と事業者との間に生じた苦情・トラブル等の相談に対して、消費生活専門相談員が、解決のための助言及び斡旋を行う。

相談窓口一覧

相談窓口	相談日時		電話番号
佐賀市消費者センター	月～金曜日	9:00～16:00	40-7087
諸富支所	第2・第4木曜日	9:30～15:30	47-2133
大和支所	毎週水曜日	9:30～15:30	51-2435
富士支所	第2・第4火曜日	9:30～15:30	58-2355
三瀬支所	第2金曜日	9:30～15:30	56-2111

消費生活相談件数

年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
相 談 件 数	1,305件	2,367件	2,877件	2,389件	2,580件
再相談件数	—	—	—	1,500件	1,561件

※新規相談受け付け後、同じ相談について再相談を受けた件数。データは、平成17年度から計数

② 消費生活関連法の立入調査

- ・消費生活用製品安全法による立入調査
- ・家庭用品品質表示法による立入調査
- ・計量法による量目立入調査
- ・計量法による特定計量器定期検査

(3) 消費者団体の育成 2-7

佐賀市消費者グループ協議会及び各種消費者団体の活動に対する支援、助言、補助金の交付等を行う。

(4) 消費者情報の収集、提供 2-7

経済社会環境の変化、消費者意識の変貌等に適切に対処するための情報の収集及び複雑多様化する消費者問題に対応するための情報の提供。

- ① 「くらし&安全」毎月1回掲載・・・佐賀新聞 ※平成18年度まで
- ② 「賢い消費者になろう」毎週水曜日放送・・・NBC ※平成18年度まで
- ③ 市報さが・・・随時
- ④ 市ホームページ・・・随時

10. 国際交流

(1) 姉妹都市・友好都市 5 - 1

- ① アメリカニューヨーク州グレンズフォールズ市及びウォーリン郡（昭和63年9月23日締結）
 バルーンをきっかけに姉妹都市を締結し、中高生生徒訪問団の派遣・受入れ、バルーン交流、短大生派遣・受入等の交流を行っている。
- ② 韓国釜山広域市蓮堤区（平成10年10月9日締結）
 10年来の相互交流のもとに姉妹都市締結をした。現在、文化交流や小学校間交流など、市民主体の交流に広がっている。
- ③ 中国江蘇省連雲港市（平成10年11月27日締結）
 徐福が縁で友好都市締結をし、平成13年からは少年使節団の派遣・受入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。
- ④ フランスジロンド州クサク村（昭和63年4月19日締結）
 観光牧場開発をきっかけに姉妹都市を締結し、平成2年から中学生の派遣・受入れが始まり、交流の幅が青少年に広がっている。

(2) 国際交流事業 5 - 1

- ① 留学生交流事業
 市内に在住する留学生を支援するため、留学生オリエンテーション・意見交換会の開催、留学生奨学金の交付を行っている。
- ② 佐賀市国際交流協会支援事業
 佐賀市と共同して国際交流事業を行っている佐賀市国際交流協会に対し、事業支援を行っている。
- ③ 研修員受入事業
 友好都市である中国・連雲港市から職員1名を研修員として受け入れ、友好都市交流や市民の国際理解の推進を図っている。
- ④ 外国青年招致事業
 姉妹都市グレンズフォールズ市のあるアメリカ・ニューヨーク州から国際交流員1名を招致し、姉妹都市交流や市民の国際理解の推進を図っている。
- ⑤ 姉妹・友好都市交流事業（平成18年度）

姉妹・友好都市	交流内容	摘要
グレンズフォールズ市	姉妹短大交流団受入 姉妹短大交流団派遣	姉妹短大交流団14名受入 姉妹短大交流団9名派遣
蓮堤区	公式訪問団受入	公式訪問団5名受入
連雲港市	公式訪問団受入 少年使節団派遣	公式訪問団5名受入 少年使節団18名派遣
クサク村	生徒訪問団派遣	生徒訪問団15名派遣